

青森県控除対象 特定非営利活動法人 (指定NPO法人) 制度のしくみ

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」とします。）は、幅広い活動により地域社会の担い手として大きな役割を果たしています。

一方、多くのNPO法人は、活動資金不足や人材確保等の課題を抱えていることから、NPO法人の自立的活動を支援することを目的に、県民から寄附などの支援を得やすくするための「指定NPO法人制度」が平成27年6月1日から開始されました。

活動基盤の強化に向けて、制度の活用を積極的に御検討ください。

青森県環境生活部県民生活文化課

1 控除対象特定非営利活動法人(指定NPO法人)制度が開始された経緯

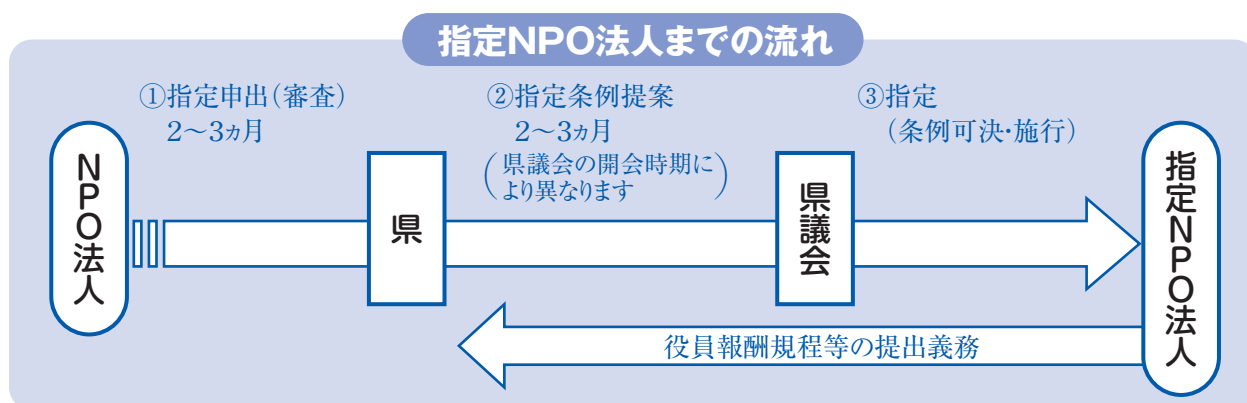
国では、NPO法人への寄附を促すため、平成23年6月の法改正（平成24年4月1日施行）により、認定NPO法人の認定基準緩和等を行ったほか、地方税法改正により都道府県等が条例において指定したNPO法人への寄附金を個人住民税の税額控除の対象としました。

このような状況を踏まえ、本県では、学識経験者等で構成する第三者委員会を設置し、平成25年11月からNPO法人の指定手続等について検討を行い、その結果等を踏まえ、「青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例」を制定し、平成27年6月1日から施行しました。

2 控除対象特定非営利活動法人(指定NPO法人)制度の概要

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度です。

「青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例」に定めた基準に適合したNPO法人を、県が条例で指定することにより、指定を受けたNPO法人（以下、「指定NPO法人」という。）に対する寄附を促し、その活動を支援します。



3 指定NPO法人のメリットは…

(1) NPO法人側から見ると…

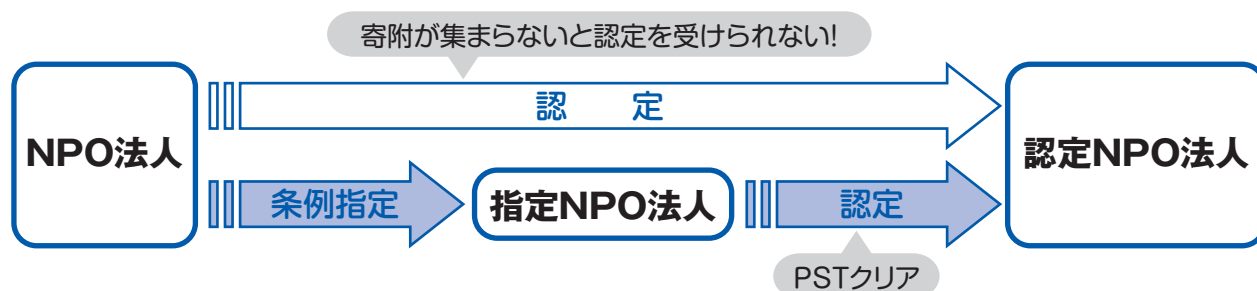
① 県民からの寄附が受けやすくなります。

指定NPO法人に寄附した県民は、申告により個人県民税の税額控除が受けられるため、寄附が集まりやすくなります。

② 認定NPO法人への道につながります。

指定NPO法人になると、認定NPO法人の申請時の要件の1つであるパブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすことになります。

認定NPO法人への近道に!!



※ 認定NPO法人…NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、所轄庁から認定を受けた法人

③寄附者が少なくても対象となります。

認定法人の寄附に係るPST基準は

㊦総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること

または、

㊧3,000円以上の寄附金を年平均100人以上から受けていること に対し、

指定法人の寄附に係るPST基準は

㊦総収入に占める寄附金収入の割合が10分の1以上であること

または、

㊧1,000円以上の寄附金を年平均30人以上から受けていて、その合計額が年平均15万円以上となっています。

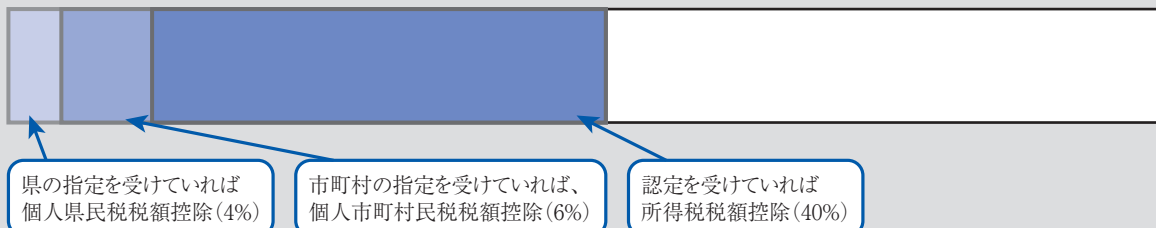
(2) 寄附者側から見ると…

個人県民税の税制優遇を受けられます。

指定NPO法人に寄附をすると、申告により、寄附金のうち2,000円を超える金額の4%が個人県民税から控除されます。

○控除金額 (寄附金 - 2,000円) × 4% (県の指定を受けている場合)

〈参考〉県指定に加え、市町村指定及び認定を受けているNPO法人に寄附した場合の寄附金控除
(NPO法人への寄附金)



※例えば、県指定に加え、市町村指定及び認定を受けているNPO法人に1万円を寄附した場合
(例ですので、実際の控除額と異なる場合があります)

(10,000円 (寄附金額) - 2,000円 (適用下限額) × 40% = 3,200円 (所得税分)

(10,000円 (寄附金額) - 2,000円 (適用下限額) × 10% = 800円 (個人住民税分)



所得税と住民税を合わせて、4,000円が税額控除の対象となります。

4 指定NPO法人になるための基準

青森県の指定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

次の①～⑬の要件を全て満たしていること

【事務所所在地・活動場所】

①県内に主たる事務所を有し、かつ、県内において特定非営利活動を行っていること

【パブリック・サポート・テスト(PST)基準】

②県民からの支援を得られていることの基準（パブリック・サポート・テスト(PST)基準）
【寄附金要件】 実績判定期間において、次の基準のいずれかに適合すること

ア 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上であること

イ 各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上であること

③県民からの支援を得られていることの基準（パブリック・サポート・テスト(PST)基準）
【その他の要件】 実績判定期間において、次の基準のいずれかに適合すること

ア 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上実施していること

イ ボランティアとして延べ4時間以上の役務を提供した者の実人員が年平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上であること

【事業活動が県民に周知される取組】

④実績判定期間における事業活動が県民に周知される取組として、次の基準のいずれかに適合すること

ア 県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内で発行される日刊新聞紙又は県内で放送されるラジオ若しくはテレビ放送の放送番組を通じてその事業活動の情報を年平均2回以上提供していること

イ 事業活動に関する県民を対象とした催しを年平均4回以上実施していること

【事業活動のうちの共益的活動の割合】

⑤実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる共益的活動の占める割合が50%未満であること

ア 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動

イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した活動

【運営組織及び経理】

⑥次のいずれの基準にも適合していること

ア 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の数 \leq 1/3

イ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の数 \leq 1/3

ウ 各社員の表決権が平等であること

エ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53～59条に規定する青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

オ 不適正な経理を行っていないこと

【事業活動内容の適正性】

⑦次のいずれの基準にも適合していること	
ア	宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
イ	役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
ウ	実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費 ÷ 総事業費 ≥ 80%
エ	実績判定期間における特定非営利活動にかかる事業費に充てた受入寄附金額 ÷ 受入寄附金総額 ≥ 70%

【情報公開】

⑧次に掲げる書類を県内の事務所において閲覧させること	
ア	事業報告書等、役員名簿及び定款等
イ	各指定基準に適合する旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類（寄附者名簿を除く）
ウ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
エ	指定NPO法人が助成金の支給を行った場合の助成の実績等を記載した書類

【インターネットによる情報公開】

⑨インターネットを利用して次の情報を公表すること	
ア	名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名
イ	事業報告書等（年間役員名簿等を除く）並びに定款
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

【事業報告書類等の提出】

⑩各事業年度において、事業報告書等を毎事業年度初めの3ヵ月以内に知事に提出していること

【法令等の不正行為】

⑪法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと
--

【設立後の経過期間】

⑫申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以降1年を超える期間が経過していること
--

【欠格事由に関する基準】

⑬次の1～6の欠格事由のいずれにも該当しないこと	
1	その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
ア	控除対象特定非営利活動法人が条例第16条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。2において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

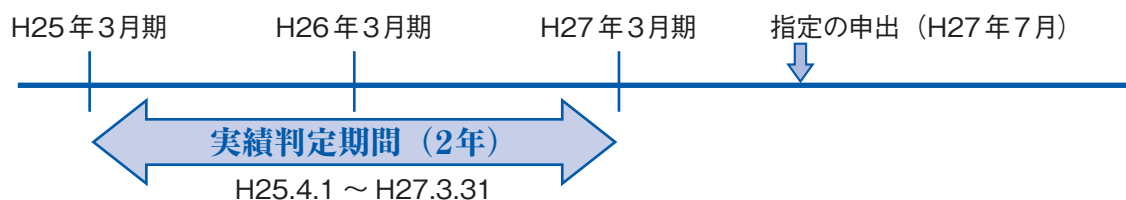
イ	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ウ	法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定若しくは青森県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条等の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
エ	暴力団の構成員等 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
2	条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しないもの
3	定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
5	国税に係る重加算税又は地方税にかかる重加算税を課された日から3年を経過しないもの
6	次のいずれかに該当するもの (ア) 暴力団 (イ) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

〈実績判定期間とは〉

実績判定期間とは、指定NPO法人の基準判定の対象期間のことをいいます。

指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（初めて指定の申出を行う法人は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例) 事業年度が4/1～3/31の法人の場合（新規の申出）



5 指定を受けるまでの手続き

NPO法人

(1) 事前相談について

指定NPO法人の指定申出に当たっては、多数の留意事項がありますので、必ず事前相談（予約制）を受けてください。

《相談窓口》


青森県環境生活部県民生活文化課 文化・NPO活動支援グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

電話017-734-9207 FAX017-734-8046 E-mail seikatsu@pref.aomori.lg.jp

月曜日～金曜日（年末年始、休日を除く）8:30～12:00 13:00～17:15

(2) 申出書の作成、提出について

事前相談等により指定基準を満たしていると思われる場合は、申出に係る関係書類を作成し、提出してください。申出書等の様式は、県のホームページから  **指定NPO法人** を検索し、控除対象特定非営利活動法人（指定NPO法人）ガイドブックをクリックして移動したページからダウンロードしてください。

また、受付は随時行っています。

(3) 審査と実態確認について

提出書類の審査には、**2～3ヵ月程度かかります**。書類審査のほか、聞取調査や法人事務所での実態確認を行いますので、御協力をお願いします。

(4) 条例手続について

審査の結果、基準に適合すると認められた場合は、法人を県の条例で指定するための手続が行われます。

県指定のNPO法人としての効力が生じるのは、県議会の議決を経て、関係条例が施行された日からとなります。

また、条例手続に係る期間については、議会の開催時期によって異なりますが、**おおむね2～3ヵ月程度**です。

指定NPO法人

6 指定の有効期間等について

(1) 指定の有効期間

指定条例が県議会で可決され、指定の効力を生じた日（指定条例の施行日）から指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年まで

(2) 指定の有効期間の更新

例) 平成27年3月29日に指定に係る条例が施行された場合

指定の有効期間 平成27年3月29日～平成32年3月31日

指定の有効期間の更新に係る継続申出期間[※] 平成31年6月30日～平成31年8月31日

※有効期間の満了の日（平成32年3月31日）の9月前から7月前の間

7 認定NPO法人の申請における取扱い

指定NPO法人は、認定の基準のうちパブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たしたものとして扱われます。

認定NPO法人になると、寄附者のメリットが所得税の控除にまで拡大されるので、当該NPO法人への寄附が一層促されることになります。

指定NPO法人が認定の申請をする場合は、**県条例で指定NPO法人の指定の効力が生じた日の後**に行ってください。

お問い合わせ先

青森県環境生活部県民生活文化課 文化・NPO活動支援グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
電話017-734-9207 FAX017-734-8046
E-mail seikatsu@pref.aomori.lg.jp